

平成23年(ワ)第1291号、平成24年(ワ)第441号、平成25年(ワ)
第516号

原 告 須藤昭男 外1001名
被 告 四国電力株式会社

平成26年2月18日

準備書面(4)

松山地方裁判所民事第2部 御中

被告訴訟代理人弁護士 田代 健

同弁護士 兼光弘 幸

同弁護士 松繁明

同弁護士 安藤潔

同弁護士 寄井真二郎

同弁護士 市川聰毅

同弁護士 山内喜明

被告は、原告らの2013年（平成25年）6月3日付求釈明申立書（2）の「5. 1号炉の中性子照射脆化」及び原告らの2013年（平成25年）10月18日付準備書面（12）第6に関し、以下のとおり主張する。

第1 原告求釈明申立書（2）の「5. 1号炉の中性子照射脆化」に係る求釈明について

被告は、平成23年8月12日に愛媛県から要請を受け、同年9月4日から開始した本件1号炉の第28回定期検査において、従前の計画を前倒して原子炉容器の監視試験片の取り出しを行い、監視試験を実施していたところ、原告らは、上記監視試験結果を明らかにするよう求めた。

被告は、被告準備書面（3）において、原告求釈明申立書（2）に対する釈明を行ったが、その段階では未だ監視試験片の調査・評価を実施中であったため、当該求釈明に対してはこの旨を釈明するに留めた（被告準備書面（3）第4（8頁））。その後、監視試験の結果が得られたので、本書面において以下のとおり釈明する。

なお、被告は、本件1号炉については、上記第28回定期検査における監視試験の他に過去3回の監視試験を実施しているが、その結果については被告準備書面（1）第5（18頁以下）において明らかにしている。

1 監視試験の結果

今回実施した本件1号炉の原子炉容器の監視試験の結果、監視試験片が運転開始から取り出されるまでに受けた中性子照射量は、 $7.5 \times 10^{19} n/cm^2$ であり（これは計算上、原子炉容器の内表面から板厚の4分の1の深さで約73 E F P Y（E F P Yとは、定格負荷相当年数であり、定格出力で連続運転したと仮定して計算した年数を示す。）に相当する。），当該中性子照射量に対する関連温度（脆性遷移温度と同義であり、粘り強さの程度を表す材料固有の温度を意味する。）は、45℃であった。

この値（45℃）は、原子炉を定格出力で休みなく運転し続けるという仮定

の下で、約73年にわたって中性子照射を受け続けた場合の照射脆化の度合いを予測したものである。

この監視試験結果（脆性遷移温度）は、国内脆化予測法で予測する脆化傾向と乖離する傾向は認められなかったので、被告は、脆化度合いを適切に把握できているものと判断した。

2 加圧熱衝撃に対する評価

被告は、今回の監視試験結果等に基づき、加圧熱衝撃に対する評価（万一の事故時に原子炉容器に冷却水が注入され、急冷された場合の原子炉容器の健全性を確認するもの）を行い、原子炉容器の健全性には問題がないことを確認した。

第2 原告準備書面（12）第6について

原告らは、本件原子炉の基礎岩盤にみられた破碎帯並びに本件発電所の敷地及びその周辺における斜面の調査について、釈明を求めているが、いずれも釈明の必要性は認められない。

1 第6の1について

原告らは、「原子炉の基礎岩盤に存する破碎帯について、被告は、「原子炉施設を設置する上で問題となるような規模のものではなく、また、将来活動するような性質のものでもない」と評価するのみであり、どのような事実（調査結果）に基づきそのような評価をしたのか全く不明である。」として、破碎帯に関する調査資料の提出を求めている。しかしながら、本件原子炉の基礎岩盤における破碎帯については、原告らから、原告求釈明申立書第4の9③（7頁以下）及び原告求釈明申立書（2）4（4頁）で関連する求釈明がなされたことを受け、被告は、被告準備書面（1）第4の6（12頁以下）及び被告準備書面（3）第3（5頁以下）すでに十分な釈明を行うとともに、被告の評価結果を取りまとめた資料を乙D13号証として提出している。また、本件3号炉に関する試掘坑展開図、地質柱状図等については、乙C3号証に記載してあ

る（例えば、地質柱状図については6-3-206～6-3-242頁、試掘坑展開図については6-3-243～6-3-259頁）。

原告らの求釈明は、これら被告の釈明等を見落としてなされており、新たに釈明する必要性はない。

2 第6の2について

原告らは、「他の斜面についての安全性は全く不明である」と述べた上で、「上記斜面（被告注：本件3号炉の南側・西側斜面）以外の斜面に関する調査過程及び結果についての一切の資料を提出」するよう求めている。しかしながら、原告らの求釈明は、以下で述べるとおりその前提及び理由を欠いている。

(1) 本件発電所の敷地及び周辺斜面の評価について

原告らは、求釈明の前提として、本件発電所の敷地及び周辺斜面に関し、「地震により地すべりを起こす素因を十分に備えており、今後確実に起きると考えられる巨大地震が発生した時には、地すべりが生じる危険が極めて高い。そしてもし地すべりが発生したならば、放射能漏れ等の極めて甚大な被害が生じる恐れがある」と主張する（第5（11頁））が、上記主張は、科学的な根拠に基づく具体的危険性に係る主張とは言えない。

被告は、南側斜面以外の斜面を含む周辺斜面の安定性に関し、被告準備書面（1）第4の3及び4（11頁以下）で明確な主張を行っている。これに対して原告らは、「他の斜面についての安全性は全く不明である」などと求釈明の理由を主張するが、これは被告の主張を正確に理解していないことに基づくものである。被告の上記主張を要約すれば、「原子炉建屋等と斜面法尻との距離、斜面高さ等を勘案して、本件3号炉の南側斜面が本件原子炉施設に与える影響が一番大きいと判断したため、当該斜面を評価対象として、耐震安定性の評価を行い、安全であることを確認した（地震時においても地すべりを起こさないことを確認した。）」、「他の箇所（南側斜面以外の斜面）については、相対的に南側斜面よりも耐震安定性が高いため、詳細な

評価は不要であると判断した。」及び「他の箇所において、万が一、地すべりがあったとしても、斜面法尻との距離との関係等から、本件原子炉に影響を与えることは考えられない。」というものである。

なお、被告は、他の斜面についても、新たな知見や規制の動向等を踏まえ、必要があれば、その耐震安定性についての確認を行う考え方である。

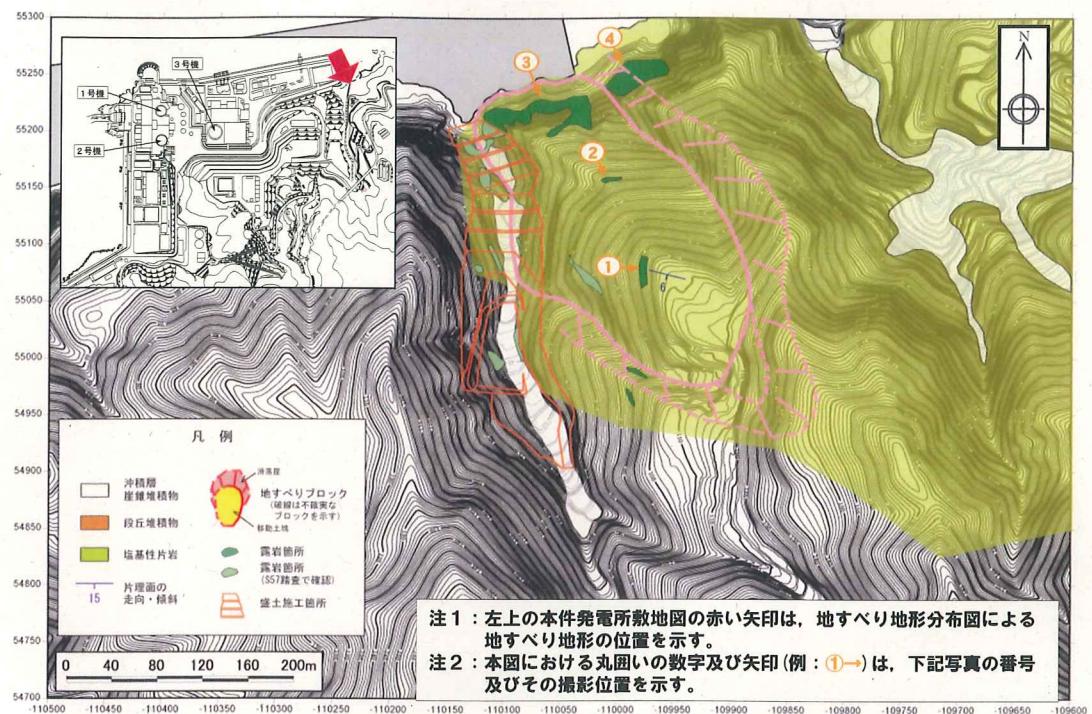
(2) 本件発電所の東側斜面について

原告らは、原告準備書面（12）第3の2（3）（8頁）において、独立行政法人防災科学技術研究所が発行する地すべり地形分布図（同9頁の図）に基づき、「伊方原発のすぐ東側の斜面では現に斜面変動が発生している」と主張し、求釈明の理由としても、東側斜面を具体例に挙げて「実際に斜面変動がみられる」とする。しかしながら、当該分布図に図示されている地すべり地形のほとんどは、現地の調査により実際に地すべりによる斜面変動があったことが確認されたものではなく、空中写真の実体視判読（少し離れた場所から撮影された2枚の空中写真を左右に並べ、人が左右それぞれの眼で左右それぞれの写真を見ることにより地形を立体的に読み取る方法）だけで地すべり地形か否かの判定が行われたものである。したがって、当該分布図を利用する場合には、必要に応じて的確な現地踏査や各種の探査手法による実態の確認等を行わなければならない。

そして、被告は、分布図が示した地すべり地形付近を地表踏査によってその実態を確認し、その結果、当該斜面の上部、中腹、末端部及び海岸部において緩みのない（地すべりを起こすような亀裂の開口部やこれに伴う風化の進行等がない）緑色片岩の露頭を確認した（次々頁の図の写真①～④）。原告らは、緑色片岩全般について地すべりを起こしやすいかのように主張する（原告準備書面（12）第3の2（8頁以下））が、通常、地すべりを起こしやすいのは、緑色片岩でも風化が進んでいる場合であって、当該斜面は、各所に緩みのない緑色片岩が確認できることから、大規模な斜面変動による

地形であるとは考え難い（つまり、原告らが示した東側斜面に「実際に斜面変動がみられる」との断定的な主張は、地すべり地形分布図の性質を十分理解せずになされたものであり、早計である。）。

また、そもそも、被告は、本件発電所の敷地東側には安全上重要な施設を配置しておらず、仮に当該斜面が地すべりを起こし、その土砂が敷地に到達したとしても、これによって本件発電所の安全性が損なわれることはない。



(地すべり地形分布図が示す敷地東側斜面の地すべり地形)



(①斜面上部の露頭)



(②斜面中腹の露頭)



(③斜面末端部の露頭)



(④海岸部の露頭)

図 「地すべり地形分布図が示す敷地東側斜面の地すべり地形」及び「地表踏査によって確認した緩みのない緑色片岩の露頭」

以上